

茅ヶ崎市「住まいの相談窓口」に関する協定書

神奈川県土地家屋調査士会（以下「協力団体」という。）と茅ヶ崎市（以下「市」という。）は、市が行う「住まいの相談窓口」の開設にあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランに定める将来像（湘南茅ヶ崎らしい 様々なライフステージに応じた 住まいができるまち）実現のため、協力団体及び市が相互に連携・協力し、取り組みを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（1）茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン

茅ヶ崎市が平成26年3月に策定した、超高齢社会・人口減少社会を見すえた、今後10年間の取り組みを定めたものをいう。

（2）住まい

建築物としての住宅と、そこで営まれる生活を含む概念をいう。

（3）空き家等

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

（4）住まいの相談窓口

市が開設する住まいや空き家等に関する相談窓口をいう。

（5）相談者等

前号の窓口を利用する者をいう。

（取組事項）

第3条 協力団体及び市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる相談者等に関する事項に取り組むものとする。

（1）住まいの相談窓口への協力

（2）不動産取引の促進に関すること

（3）活用促進に関すること

2 協力団体及び市は、前項の取組事項を実施するにあたり、必要に応じて住まいの相談窓口の利用促進に関する周知を行うとともに、相談対応等の質の向上のために連絡会を開催し、情報の共有等に努めるものとする。

（市が主体となり取り組む事項）

第4条 市は、第3条の取組事項を実施するにあたり、次に掲げる事項について主体となり取り組むものとする。

（1）住まいの相談窓口における相談対応

（2）情報共有シート（第1号様式）による協力団体への相談内容情報の提供及び対応依頼

（3）ホームページ、チラシ等による取組事項の周知及び啓発

2 市は、前項第2号における協力団体への情報提供にあたっては、事前に相談者等の同意を得るものとする。

（協力団体が主体となり取り組む事項）

第5条 協力団体は、第3条の取組事項を実施するにあたり、次に掲げる事項について主体となり取り組むものとする。

（1）市から相談内容情報の提供及び対応依頼を受けた場合、「協力事業者リスト（第2号様式）」より事業者を選任し、相談者等の相談に対応する

（2）相談者等の相談への対応の後、情報共有シート（第1号様式）に対応内容等を記し市に報告する

（3）市が行う取組事項の周知及び啓発に対し、配布先の情報提供を行う等の協力をする

2 前項第1号の「協力事業者リスト（第2号様式）」に登録することができる事業者は、誓約書（第3号様式）に定める市の取り組み趣旨や順守事項に同意誓約した者に限る。

（秘密の保持）

第6条 協力団体は、協力事業者に対し、第3条に掲げる取組事項を行う上において知り得た情報を他人知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行うものとする。この協定が終了した後においても同様とする。

（個人情報の保護）

第7条 協力団体は、第3条に掲げる取組事項を行う上において、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いにあたっては、茅ヶ崎市個人情報保護条例（平成8年茅ヶ崎市条例第10号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱うものとする。

（協定の有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、協力団体及び市双方より申し出のない限り、自動的に1年間更新するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項については、協力団体及び市が協議の上、定めるものとする。

とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、協力団体及び市がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年6月15日

協力団体

横浜市西区楠町18番地
神奈川県土地家屋調査士会
会長 岩倉 弘和



市

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長 服部 信明

